

# 家の将来について今から考えてみませんか？

問未来開発課 ☎(57)4178

皆さんの大切な財産である家や土地。人が住まなくなった家は傷みやすいと言われます。いまのお住まいや離れて暮らす家族・親戚の住宅が「空き家」になる可能性はありませんか？  
突然、降りかかるかもしれない空き家問題に対処できるよう、備えることも重要です。

## 「空き家」を放置してしまうと大変なことに！？



草木の繁茂



倒壊損壊



害虫・悪臭の発生



ごみの不法投棄



不審者の侵入

## 「空き家」の管理にはどのようなことがあるの？



草木の剪定



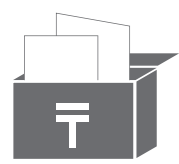
建物の点検修理



通風・換気  
通水・施錠



敷地内の清掃



ポストの整理

## 「管理不全の空き家」にならないために、今からできることは？

- ①住宅や土地の所有者が正しく登記されているか確認しましょう！
- ②空き家になった場合の管理者を決めておきましょう！
- ③空き家になった時の利用方法を考えてみましょう！

## 空き家バンク登録物件に対する補助金

### 交付対象者

野木町空き家バンクの登録物件の所有者又は入居者(入居予定者)  
町税を滞納していない方  
空き家所有者の3親等以内の親族でない方

### リフォーム 工 事

**費用の2分の1以内(限度額50万円)**  
工事に要する費用が20万円以上であること

### 家財処分

**費用の2分の1以内(限度額10万円)**  
家財処分に要する費用が5万円以上であること  
家財の処分の実施は一般廃棄物処理等の許可業者であること

空き家バンクの  
詳細はこちら↓



※それぞれ1住宅につき1回限りの交付です。申請方法など詳しくはお問合せください。